

日医発第1463号（介護）
令和6年11月26日

都道府県医師会介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について
（再周知）

令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）につきましては、日医発第1004号（介護）「令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について」（令和6年9月6日付け）において、今後の処遇改善や介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に貴会宛に周知等のご協力のお願いを申し上げたところです。

今般、より多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に再度の調査協力の依頼がありました。提出期限は、11月7日（紙の調査票は10月31日まで）とされておりましたが、現時点での調査票の回収状況を踏まえ、引き続き、11月末頃まで提出を受け付ける旨等が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○令和6年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について（令和6年11月19日老老発1119第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）

以上

老老発 1119 第 1 号
令和 6 年 11 月 19 日

公益社団法人
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、厚生労働省では、介護サービス施設・事業所を対象として、「令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施しております。（※）

本調査は、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するために大変重要なものとなりますことから、正確な分析を行うため、より多くの施設・事業所の皆さまのご協力をいただきたいと考えております。

そのため、調査対象の各施設・事業所へご案内している調査票のインターネットによる提出期限は 11 月 7 日（紙の調査票は 10 月 31 日まで）とさせていただいておりましたが、現時点での調査票の回収状況を踏まえ、更に多くのご回答をいただきたく、引き続き、11 月末頃まで提出を受け付けることといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴団体より所属の施設・事業所に対し、本調査の重要性についてご周知いただくとともに、調査への協力について重ねて伝達いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

なお、調査票の記入方法に関するご不明点などにつきましては、下記の連絡先までご照会いただきますよう、併せてご周知をお願いいたします。

（※）令和 6 年 9 月 2 日付け厚生労働省老健局長通知「令和 6 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）へのご協力依頼について」参照

【調査に関する照会先】

厚生労働省老健局老人保健課 介護事業実態調査事務局

電 話：0120-223-898（フリーダイヤル・通話無料）

受付時間：9：30～18：00（土日、祝日は除く）

【調査専用ホームページアドレス】

<https://r6-shogu.kaigo-survey.mhlw.go.jp/>

